

道路工事施工承認基準

道路管理者以外のものが行う道路の工事についての承認は、道路の形態を変更しなければならない正当な理由、道路の構造及び交通の安全が確保、工事の施工についての知識と経験をもつものが施工する場合で、下記の施工承認基準に適合するものに限る。

◎ 車両出入口の新設及び形態の変更に関する承認基準は下記による。

1. 車両出入口の新設及び形態の変更に関する承認条件

- ① 民地側に車庫、その他自動車の保管する場所がある箇所であること。
- ② 乗入れ部の位置については、下記以外の特に支障がない箇所とする。
 - a) 横断歩道の中及び前後 5 m 以内の部分。
 - b) 交差点の中及び交差点の側端（角切りがある場合はその角）または道路の曲がり角から 5 m 以内の部分。但し T 字型交差点のつきあたりの部分を除く。
 - c) 横断防止柵、ガードレール及び駒止の設置されている部分、但し、交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。
 - d) 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所。但し道路管理者及び占有者が移転を認め、申請者が移設をする場合は除く。
 - e) その他の交通安全上、支障と思われる箇所。
- ③ 出入対象施設の乗入れ箇所は原則として 1 箇所とする。但し、出入口を分離する必要のある施設等で特別の事情がある場合及び特に大型の貨物自動車の出入する場合に限り、2 箇所まで承認する。

2. 乗入れ幅・復旧規格表

車種	直角乗入れ幅	アスファルト復旧	インターロッキング復旧
乗用車（各戸個人車庫等）	4, 0 m以下	別途指示	別途指示
乗用（駐車場）・小型貨物自動車	4, 0 m	別途指示	別途指示
普通・中型・大型貨物自動車等	軌跡図による最小幅	別途指示	別途指示

※ 乗入れ幅は、上記乗入れ幅規格表を原則とする。但し、現場状況により 4 m 以上が必要と認められる場合は、出入対象施設の乗入れ最大車両の軌跡図及び車両駐車配置図等の資料を添付すること。

3. 歩道及び側溝乗入れ施工基準

- ① 乗入れ部の形態は、歩行者の安全歩行の確保とその路線及び附近の現場状況等を考慮した形態とする。
- ② 乗入れ部の施工に伴い横断防止柵、ガードレール等の撤去が生じる場合は、スパン割を考慮した最小限の撤去とする。
- ③ 側溝を横断する乗入れについては、L 型側溝の場合は肩高 5 cm 以内に変更すること。又、U 型側溝設置箇所については、車道用ボルト固定式グレーチング（規格品）を設置する。
- ④ 乗入れ部より歩道内に自動車等の進入の恐れがある箇所においては、進入防止の安全措置としてバリカー等を設置すること。

◎ その他の施工承認

その他の施工承認申請については、道路構造令のほか、道路管理者がその工事を行う場合の技術基準等による。

道路工事施工承認申請について

◎ 道路工事施工承認申請には下記の書類が必要です。

○道路工事施工承認申請書（申請用・警察協議用・許可回答用の3枚複写）

※ 申請用・許可回答用に関係図面等一式を添付すること。

○ 道路使用許可申請書（門真警察申請用）

道路許可申請書の正・副を2部作成し、関係図書一式をそれぞれに添付する。

◎ 記載要領の説明

- 1, 請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 2, 「施工目的」には道路の形態を変更しなければならない理由等を書入れる。
- 3, 「施工場所」の路線名は市道名等を記入し、「歩道・車道・その他」については、該当するものを○で囲む。又、場所の欄には、地番まで記載すること。施工箇所が2以上の番地にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
- 4, 「工事概要」の欄には、「工事種別」として歩道切下げ、防護柵撤去等の工事内容を「施工数量」として延長、面積等の施工規模を記入すること。
- 5, 「工事の期間」の欄には、工事実施から完了までの予定期間を記載すること。尚、仮設工事で復旧までが長期にわたる場合においては、誓約書、工程表を添付し、復旧時に改めて復旧工事についての施工承認申請を提出すること。
- 6, 「施工方法」欄の施工業者については、未定の場合にはその旨記載すること。また、その時は工事着手までに報告すること。
- 7, 「添付書類」の欄には、添付した書類に○を付し、その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を（ ）内に記載すること。
 - ① 位置図は縮尺 1/2,500 程度の平面図又は、住宅地図に施工箇所を示す。
 - ② 現況図・計画図はそれぞれ現況及び完成後の平面図（縮尺 1/250 程度）及び縦横断面図を添付する
 - ③ 構造図・詳細図は 1/20 程度とする。
 - ④ 工事仕様書は、必要により添付する。
 - ⑤ 交通規制図は、工事施工中の安全対策図を指す。
 - ⑥ 誓約書は必要に応じ、施工後に施工箇所を道路管理者に引継ぐ旨を約した書面を指す。
 - ⑦ 現況写真は、正面及び側面を写したものと、附近全体を写したもの。
 - ⑧ その他（ ）は、上記以外の必要な書類。（構造計算書等）
- 8, その他必要な事項については、「備考」欄に記載する。